

【 重 要 】

中城村指定給水工事装置事業者の皆様へ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度(指定店制度)
は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上等を目的とした、
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

中城村水道事業給水条例第34条～**更新手数料10,000円**

※ 現行制度で指定を受けている工事事業者の皆様は指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	指定番号	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	1～81	令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	82～155	令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	156～195	令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	196～250	令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	251～	令和6年9月29日まで

- 更新の要件について

これまでの新規指定の要件に準じ、下記の確認をいたします。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

必要書類

- ・ 様式第1及び第2
- ・ 機械器具調書
- ・ 定款及び登記事項証明書
(法人)又は住民票(個人)
- ・ 選任する主任技術者の確認書類(免状・技術者証等)

- 指定更新申請時に下記の4項目を確認いたします。

※ 適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
～営業時間、対応工事等(新設・漏水修繕)
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4項目確認資料

- ・ 講習会の受講修了証等
- ・ 外部研修の受講実施履歴等
- ・ 施行者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

更新制度に関するお問い合わせ：中城村上下水道課 上水道係 895-5280(直通)

更新期限を過ぎると指定の効果が**失効**となりますので、ご注意ください。